

## 商慣行見直しに向けた取組宣言

私どもには、生活に欠かすことのできないエネルギーを取り扱う企業であるからこそできること、ご提供できる価値があると考えております。社員一人ひとりが「お客様の豊かな暮らしをどのようにお手伝いできるか」という意識を常に持ち、地域の皆様の豊かな生活をお手伝いするパートナーとなれる会社を目指します。

2024年4月に液石法省令改正が公布され、私たち新プロ産業株式会社では、改正省令を遵守しLPガス業界の商慣行是正に向けて率先して取り組みます。また、保安の高度化、サービスの拡充を追求し、お客様満足度の向上に努めることを宣言いたします。

1. 正常な商慣習を超える過剰な投資・利益供与や、お客さまの事業者選択を制限するような契約の締結・営業活動は行いません。
2. 賃貸住宅向けの設備費用は、ガスをお使いいただくお客さま向けのガス料金には計上しません。なお、賃貸住宅以外のお客さまについて、ガス消費に係る設備費用をガス料金に計上する際は、「基本料金」「従量料金」「設備利用料金」からなる三部料金制を徹底します。
3. 不動産会社さま、不動産管理会社さま等と連携し、ガス使用を希望されるお客さまに対し、事前にガス料金を提示します。
4. 上記取り組みの履行を、社長を筆頭とする社内体制のもと管理監督してまいります。また、社内講習会等を継続的に実施し、関係法令等の理解を深めるとともに、上記取り組みの浸透を図ります。

2024年4月24日

新プロ産業株式会社